平成２２年（フ）第９号
福岡県八女市本村542番地７
債務者　中村　利幸
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１５１号
大分市敷戸東町７番４―202号
債務者　堀口三千代
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８６５号
鹿児島県鹿児島市石谷町1920番地58
債務者　橋口　春夫
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８１号
鹿児島県鹿児島市稲荷町18番１号
債務者　尾田原新吾
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９号
鹿児島県指宿市湯の浜５丁目14番11号
債務者　山下　重人
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１０号
鹿児島県指宿市湯の浜５丁目14番11号
債務者　山下　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１６９号
鹿児島県薩摩川内市東郷町鳥丸2103番地
債務者　田島　俊一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
鹿児島県薩摩郡さつま町二渡1454番地
債務者　清水　正孝
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
鹿児島県薩摩川内市城上町3695番地５
債務者　滿留　良子（旧姓津郷）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
北海道日高郡新ひだか町静内末広町２丁目２番29号
債務者　小林　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目11番21―303号
債務者　金坂　幸信
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
北海道新冠郡新冠町字東川118番地の５、住民票上の住所北海道新冠郡新冠町字東川118番地の９
債務者　柏木　　卓
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町４丁目２番７号
債務者　成田　友美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
北海道余市郡余市町大川町16丁目３番地、前住所北海道余市郡余市町栄町251番地
債務者　村田　周子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４３号
北海道小樽市長橋３丁目13番22号、前住所北海道余市郡余市町大川町16丁目３番地
債務者　村田　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５２号
北海道苫小牧市本幸町２丁目３番17―1204号
債務者　佐藤　博美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４９号
宮城県大崎市古川旭１丁目10番14号　金山ハイツＣ―７
債務者　笹城戸靖浩
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係